

船舶事故調査報告書

平成28年2月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年10月10日 13時00分ごろ
発生場所	千葉県南房総市富浦湾西方沖 富浦港西防波堤灯台から真方位284°3,250m付近 (概位 北緯35°02.9′ 東経139°47.2′)
事故の概要	遊漁船 <sup>ほうせい</sup> 宝生丸は、漂流中、また、プレジャーボート <sup>アイエイチスリー</sup> IH-Ⅲは、南進中、両船が衝突した。 宝生丸は、船首部の防舷材等に欠損を生じ、また、IH-Ⅲは、右舷船首の防舷材に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月16日、調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 宝生丸、11トン 235-18755千葉、個人所有 B プレジャーボート IH-Ⅲ、3.6トン 235-52061千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部の防舷材等に欠損 B 右舷船首の防舷材に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約1.3m/s、視程 約8km 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、主機を中立運転として漂流中、船長Aが、周囲を見回して接近して来る他船がないことを確認し、右舷で釣り道具の片付けを行っていた。 B船は、自動操舵により約18ノットの対地速力で航行中、船長Bが、前路に他船がないことを確認した後、GPSプロッターの画面を見ながら釣り場を探していた。 船長Bは、レーダーを作動させ、0.75海里レンジで表示させていたが、本事故時、レーダー画面を見ていなかった。
分析	A船は、船長Aが、右舷で釣り道具の片付けを行い、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、GPSプロッターの画面を見ながら釣り場を探していて見張りを適切に行っていなかったことから、漂流中のA船に

	気付かなかったものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、A船の船長A及びB船の船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時、周囲の見張りを適切に行うこと。